⑵　入札参加者の参加要件　入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

イ　財務省東海財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省東海財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

ロ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ハ　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ニ　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

ホ　財務省東海財務局が本事業について、アドバイザリー業務を委託したランドブレイン株式会社及びランドブレイン株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある弁護士法人シリウス法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

㈱　「資本面において関連がある者」とは、当該会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう（ト及び⑶において同じ）。

ヘ　入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。

ト　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

チ　ＰＦＩ法第９条の欠格事由に該当する者でないこと。

⑶　入札参加者の資格等要件　入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれイ並びに各業務に応じロ、ハ、ニ又はホの要件を満たすこと。

なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、建設と工事監理業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。

ロ　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

㈠　令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。

㈡　次のＡからＣに該当する建築物の設計実績が平成27年度以降においてあること（一つの建物でＡからＣの条件を満たす必要がある）。

Ａ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

Ｂ　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

Ｃ　地階を除く階数が６以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ハ　建設に当たる者は３者までとし、次の要件を満たすこと。

㈠　１者の場合は、令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者（経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。）であること。２者以上の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」等級又は「B」等級に格付けされている者（内１者は「A」等級に格付けされている者）であること。

㈡　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が３年以上ある者であること。

㈢　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

㈣　１者の場合の当該者並びに２者以上の場合の内１者は、平成27年度以降においてその全部の引渡しを行った建築物で、次のＡからＣに該当する建築物の建築一式工事の元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物でＡからＣの条件を満たす必要がある）。

２者以上の場合の内１者を除くほかの者については、平成27年度以降においてその全部の引渡しを行った建築物で、次のＡ及びＤに該当する建築物の建築一式工事を元請として施工した実績を有すること（一つの建物でＡ及びＤの条件を満たす必要がある）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上のものに限る。

Ａ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

Ｂ　建築基準法別表第一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

Ｃ　地階を除く階数が６以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

Ｄ　地階を除く階数が６以上であること。

ニ　工事監理に当たる者は１者とし、次の要件を満たすこと。

㈠　令和７・８年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。

㈡　平成27年度以降においてその全部の引渡しを行った建築物で、次のＡからＣに該当する建物の工事監理実績があること（一つの建物でＡからＣの条件を満たす必要がある）。

Ａ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

Ｂ　建築基準法別表第一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

Ｃ　地階を除く階数が６以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ホ　維持管理に当たる者は１者とし、次の要件を満たすこと。

㈠　令和７・８・９年度一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「東海・北陸」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。

㈡　平成27年度以降において、本事業における設置予定宿舎と同等以上の規模（戸数）の住宅の維持管理業務実績を１年以上有する者であること。

３　入札手続等

⑴　担当部局　財務省東海財務局管財部統括国有財産管理官（第３統括部門）

〒460―8521 名古屋市中区三の丸三丁目３番１号　電話052―951―2699（ダイヤルイン）

⑵　入札説明書等の交付期間、交付方法及び交付場所

期間：令和７年６月20日から令和７年８月18日午前９時から午後５時まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）

※来局に際しては、事前に来局日時を電話連絡すること。